

# 文の京景観賞について

## 1 経緯

令和4年12月13日に開催された「令和4年度第1回文京区景観づくり審議会」において、委員から主に4つの意見が出された。

## 2 意見

- (1) 法令等に違反しているもの、又はその疑いのあるものや、適正な手続が為されていないと判断される建物等は、景観賞の対象外とする旨を募集時のチラシ等に記載すべきではないか。
- (2) 現地調査は、都市景観部門のみとなっているが、景観づくり活動部門も対象としてはどうか。
- (3) 景観賞の最終選考では、獲得票数が過半に達したものを受賞物件としているが、過半に達していなくとも、一定数得票があるのであれば、受賞物件として選定してもよいのではないか。
- (4) 落選した物件について、その理由を応募者に通知してみてもどうか。理由が分からないと、同じ物件を応募してくる可能性がある。

## 3 事務局の見解

- (1) 「ご応募いただいた建築物等が法令等に抵触していると認められたときは、選考の対象外となります。」と募集チラシ等に明記します。
- (2) 景観づくり活動部門については、選考の時点で活動状況を現地で確認できるものできないものがあります。平等性を期すため、これまでどおり現地調査は行わないこととします。なお、選考対象となった現地の状況は、選考を行うまでの間、区で継続的に確認を行い、写真にて報告します。
- (3) 獲得票数に応じて、次のルールに従い受賞物件を決定することとします。
  - ① 有効投票数から白票（無効票）を除いた票数の過半に達した物件。
  - ② 候補物件が複数あり、票が分散した場合、得票数が過半には達しなかったが、有効投票数の4割以上の票数を獲得した物件。
  - ③ 全ての物件が景観賞に相応しくないと明確に意思を表明するため、投票用紙に「該当なし」の選択肢を設け、これを有効票とする。なお、委員が関わりを持つ物件については、これまでどおり白票（無効票）を投じることとする。
  - ④ 「該当なし」が半数以上に達した場合は、受賞物件なしとする。
  - ⑤ 上記以外のケースでは、その都度、審議会で審議の上決定する。
- (4) 適法でない、又はその可能性を否定できないものであっても、良好な景観の形成に貢献している建物等はあると考えています。そのような物件を区が表彰することは困難ですが、個人的に良いと思う景観を、再応募されることまで妨げるものではありません。また、応募者に落選した理由を知らせることは、好きな景観を否定されたという気持ちにさせてしまうことや、落選となった物件について、その理由を審議会で議論していないことなどから行わないこととします。